

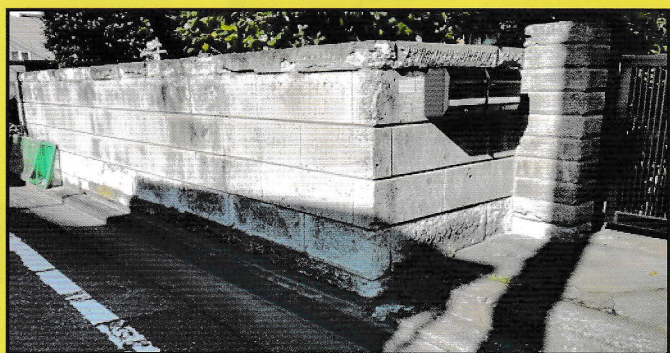
道路に面した危険なブロック塀等の 安全対策を支援します



平成28年（2016年）4月に発生した熊本地震で被災したとある住宅の塀の様子（応援派遣された区職員撮影）

道路沿いのブロック塀等を撤去する工事費に 区から **最大50万円** 助成します！

ブロック塀等の撤去と併せて行う軽量フェンスの新設工事を申請工事費に含めることができます。また、通学路沿いの塀については、塀撤去工事と軽量フェンス新設工事を一緒に行う場合、**最大100万円** 助成します。



令和8年度の申請受付対象

令和9年（2027年）2月26日までに工事の完了報告ができるもの

※工事契約前に申請手続きが必要です。（4月1日から翌年3月31日が年度期間となります。）

※助成を受けるためには条件があります。ご所有の塀の解体のご予定があり、助成制度の活用をご検討いただける場合は、必ず事前に区にご相談いただき、助成対象となるかご確認ください。

この助成金のご案内・ご相談は

☎03-3312-2111(代表)

杉並区都市整備部市街地整備課

耐震改修担当までお問合せください



区公式 HP

助成制度ご案内ページ



助成額の目安

	下記に面するブロック塀等	工事種別	助成割合（ア）	限度額（イ）
助成額	① 通学路 に指定されている幅員4m以上の道路 (教育委員会が指定する小学校の通学路)	撤去	撤去費用の $\frac{2}{3}$ ※1	50万円
		撤去及び新設	撤去費用の $\frac{2}{3}$ ※1と新設費用の $\frac{2}{3}$ の合計	100万円
	② 避難路 に指定されている道路 (環状七号線や甲州街道などの特定の幹線道路)	撤去	撤去費用の $\frac{2}{3}$ ※1	50万円
		撤去及び新設	撤去費用の $\frac{2}{3}$ ※1と新設費用の $\frac{2}{3}$ の合計	50万円
	上記①、②以外の幅員4m以上の道路	撤去	撤去費用の $\frac{2}{3}$ ※1	50万円
		撤去及び新設	撤去費用の $\frac{2}{3}$ ※1と新設費用の $\frac{2}{3}$ の合計	50万円

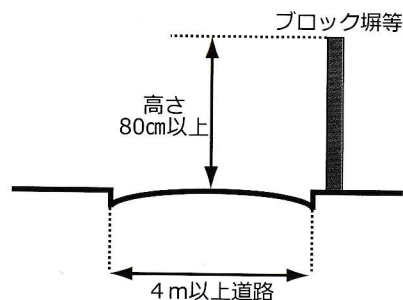
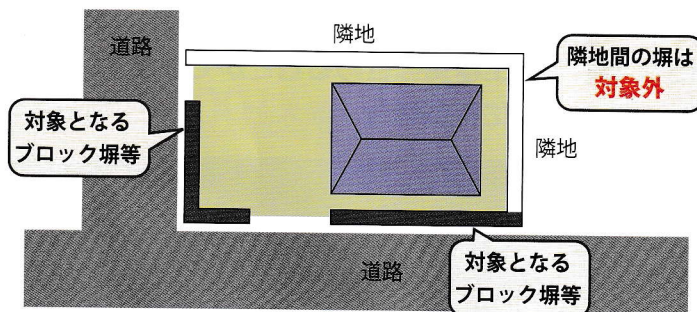
● 助成額の上限は、上表(ア)欄と(イ)欄の額のうち低い方の額です。(1,000円未満切り捨て)
 ※1 いずれも撤去費用の助成額については、算定単価28,000円/mを超えない額を上限とします。

▶ **擁壁や土留め**(土などの流出を防ぐ役割の工作物)の場合は、当助成制度では助成対象外ですが、**擁壁等安全対策工事等助成**の対象になる場合があるので、**杉並区都市整備部建築課**にご相談ください。

助成対象となるブロック塀等

下記の全てを満たすものが対象となります。

- 建築基準法に規定される幅員4m以上の区内道路に面するもの
- コンクリートブロック塀、組積造の塀、万年塀等で、安全性の確認ができないと区が判断したもの
- 道路面からブロック塀等の頂部までを計測した高さが80cm以上のもの



助成対象となる工事

- 対象となるブロック塀等について、原則**全て撤去する工事**(基礎を含む)
- ブロック塀等を撤去した範囲内で、**軽量フェンス等を新設する工事**
- 工事を申請するブロック塀等の所有者が、**住民税(都民税や特別区民税)**を滞納していないこと

※軽量フェンス等の新設には、付随する高さ80cm未満のコンクリートブロック塀の新設を含むことができます。
 ※すでに撤去及び新設工事の契約をしているもの、すでに撤去及び新設工事を実施しているものは申請できません。
 ※造成工事や建物の解体、新築、建て替えに伴って、又は売買を目的に行う撤去及び新設工事の申請はできません。
 ※同じ敷地内で助成金を受けることができるのは1度だけです。工事を複数に分けたり、撤去と新設を分けて申請はできません。

地震は
心配...
うちの塀は
大丈夫?

という方
向け



住宅の耐震無料相談会・
ブロック塀無料相談会



原則 第2水曜日
13:00~16:00
区役所1Fロビー

直近の開催の有無については、こちら↑↑↑からご確認ください。
建築士がブロック塀等の耐震に関する相談にお応えします!